

政策
II

市内需要喚起による事業者への支援

“緊急経済対策”住宅リフォーム補助制度の創設

（予算額：既決40,000千円に60,000千円を追加し総額1億円）

現行の「住宅性能向上リフォーム補助金」を見直し、**対象工事の追加や補助率を1/2、上限を30万円に大幅拡大**した**総額1億円規模**の“緊急経済対策”住宅リフォーム補助金を、令和2年度限定で実施します。

● 制度の概要

1. 対象となる工事の拡充

現行の「住宅性能向上リフォーム補助金」の**対象工事に以下を新たに追加**します。

- ① 倉庫・車庫等
- ② 店舗等の併用住宅
- ③ 外構（造園・塀・敷地内の舗装、水路など）
- ④ 太陽光発電・蓄電池 等

2. 補助金等の拡充

「住宅性能向上リフォーム補助金」では 30万円以上の工事で 補助率1/5（上限20万円）

拡大

小規模な工事でも対象になるよう、**10万円以上の工事で 補助率1/2（上限30万円）**

（例えば）断熱材の充填、内窓の設置工事 660,000円で市内業者と契約したとき

現) 660,000円 × 1/5 = 132,000円 → 20万円以内であるので 13万2千円支給

新) 660,000円 × 1/2 = 330,000円 → 上限を超えているので **30万円支給**

※これまでの300万円以上ローンを活用された方への3万円加算は廃止いたします。

3. 事業期間

令和3年3月31日までに補助金交付決定したもので、令和4年3月31日までに工事が完成するもの。

ただし、予算には限りがあり、交付累計額が総額1億円に達した時点でこの制度は終了いたします。

● 手続き方法

1. 受付開始日

令和2年5月18日（月）～（予定）

2. 申請書類の簡素化

これまでの補助金申請時に提出いただいていた**申請書類を極力簡素化**します。工事着手前に、飛騨市役所都市整備課若しくは各振興事務所窓口に次の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 工事請負契約書等の写し
- ③ 位置図、工事の図面
- ④ 着工前写真
- ⑤ 誓約書兼承諾書

3. 注意点

この制度での補助を受けられる回数は、1住宅1回限りとしています。

－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合先】 飛騨市役所 都市整備課 0577-73-0153